


庁議付議事案書

開催・平成31年4月3日

所管部課	総務部 文書課	部長	阿部 晴彦			
件名	「保有個人情報目的外利用・提供届出書(□目的外利用・□提供)」 記入要領の全部改正について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例、東大和市個人情報保護条例施行規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>「保有個人情報目的外利用・提供届出書(□目的外利用・□提供)」記入要領については、制定から10年以上経過し、実務状況の変化から実情と要領との間に乖離が見られるようになった。また、東大和市保有個人情報取扱事務要綱等の改正が行われ、保有個人情報目的外利用・提供届出書の様式が変更になったことから、全部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 東大和市個人情報保護条例等に基づく保有個人情報の目的外利用・提供を行う際の届出について、実情を踏まえた改正を行った。 そのほか、所要の改正として、文言整理等を行った。</p> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 個人情報保護制度に関する事務の適正な運用が図れる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成31年3月 「保有個人情報目的外利用・提供届出書(□目的外利用・□提供)」記入要領の全部改正について、市長決裁済。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>改正内容を踏まえ、個人情報保護事務の手引を改訂する。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。